

「三重県ツキノワグマ管理計画」（中間案）に対するパブリックコメントの意見及び回答について

- 1 意見公募期間：令和7年10月20日から11月18日まで
- 2 意見数：43件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1 件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	11 件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	16 件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	13 件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2 件
	合計 43 件

○主な対応状況

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	P4 4 (2) 施策の主な取組	クマの頭数と生態系の調査および管理を行い、生息環境を維持するとともに地元住民と共に安全な共存ルールがあるアメリカやカナダの事例や、専門家の意見を取り入れて包括的なビジョンを持って対策をした方が良い。また、森林生態系の保持やナラ林の管理によるクマの生息エリアの生態系の回復や環境保全が人間と共に存するうえで必要である。	②	本計画は、県内の学識者および有識者で構成されている三重県自然環境保全審議会の意見をふまえ、策定しています。 また、クマの生息地域とする生息・保護ゾーンでは、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境の創出に取り組むこととしています。
2	P7 5 (2) 個体群管理	「絶対に殺すな」とまでは言いませんが、全国的にクマ=すぐに駆除という風潮ではなく、クマが人里に現れる原因を多角的に見直し根本的な対策や人と動物の共存の仕組みを再考していただけることを願っている。	②	本計画では、クマを無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとともに、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境の創出に取り組むこととしています。
3	P7 5 (2) 個体群管理	無闇に殺処分するのではなく、きちんと個体数を把握した上で、麻醉銃で眠らせ、避妊手術をして熊数を加減していった方が、今後、長期的になるとは思います。山からおりてくる数は少なくなる。	④	本計画では、無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとしています。
4	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	山側に住んでいるため、報道を見る度かなり心が痛み、不安になる。 熊の駆除に対して反対意見もあるかもしれません、個人的には人の命を守ることを最優先に考えて欲しい。 全面的に賛成します。	②	本計画に基づき、人身被害ゼロに向け、被害防止対策に取り組んでまいります。
5	P7 5 (2) 個体群管理	昨年、安濃川付近でクマの目撃情報があり、日々、不安を感じております。 クマを殺すのは可哀想との意見をよく耳にしますが、県民が安全に暮らせるように、保護ではなく駆除していただきたい。	②	本計画では、人身被害ゼロに向け、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体は、捕獲し駆除することとしています。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
6	P6 5 (1) ゾーニング管理	三重県でもいつクマの人的被害が出てもおかしくない状況の中で「緩衝ゾーン」をつくるというのは悠長であり、緩衝ゾーンの設定は被害軽減に役立たないのではないか。	④	緩衝ゾーンにおいて、緩衝帯の整備や追い払いを実施することにより人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制することに一定の効果があると考えます。
7	P10 5 (3) モニタリング等調査	観光客誘致のためにも3県（和歌山・奈良・三重）の合同調査の頻度や捕獲数の上限を上げる等の個体数管理の徹底をしてほしい。	②	三重県、奈良県および和歌山県で構成する紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会において調査結果や捕獲数の情報を共有し、個体数の管理に取り組むこととしています。
8	P11 6 (1) 普及啓発・人材育成	ゴミの不適切な管理は、タヌキ、キツネ、ハクビシンなどの動物を誘引し、ひいてはクマを呼び寄せる可能性がある。三重県でもクマの目撃情報があるため、ゴミ管理の重要性について、より一層の注意喚起が必要。 クマに対応できるハンターの情報や出没情報アプリの利用方法などの情報が少なく活用しづらいので詳細な情報を発信してほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	P7 5 (2) 個体群管理	クマと人間との共存も大切な考えだがクマによるさらなる被害が出ないよう今のうちに滋賀県や岐阜県など近隣県を含めクマの個体数を大幅に減らしてほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
10	P11 6 (2) 捕獲者の育成	捕獲者の育成は、現地で指導者について山でのマナーやルール、捕獲に係る知識を身に着ける必要があり時間がかかることがある。ハンター育成を行政が主導すると読めるが、研修会の開催や技術指導の実施だけでは育成は難しい。 このため、現地点では鳥撃ち猟師に大型獣に参加してもらうとか、有害駆除に参加していない猟師に参加してもらえるようにするなどの方法を考える方が、早急な対策になると思う。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	P3 2 (4) クマの生息調査	以前とは異なる調査手法の結果を単純に比較して生息数が増えたととらえることは無理がある。	④	それぞれの調査手法は異なりますが、その時代においてより信頼できるものとして推定されたものと判断しています。
12	P1 2 (1) クマの分布域	分布域は生息域のことと思うが、どのように把握したか説明がない。	②	本計画では、分布域とは動植物がどの地域に広がっているか示しており、目撃情報等をふまえ、把握しています。
13	P3 2 (5) 現状の評価と課題	希少野生動植物であるツキノワグマを殺すことは法令(県の規則)に違反していると考える。	④	希少野生動植物種であるツキノワグマであっても、条例では人の生命または、身体の保護、その他やむを得ない理由がある場合は、捕獲できることとなっています。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
14	P6 5 (1) ゾーニング管理	ゾーニング管理はクマ駆除を正当化するための欺瞞である。特に緩衝帯での駆除は認められない。	④	本計画では、緩衝ゾーンにおいては、人身被害ゼロの目標に向けて出没した全個体を駆除するのではなく、人につきまとうなどの問題個体を駆除します。
15	P1 1 (1) 名称と考え方	現状の「数値や被害の把握」だけでは分析が不十分であり、森林環境、クマのエサ資源、人間活動の変化などを要因分析に組み込んで計画をたてていくべきではないか。 山林でのクマのエサの量自体が問題ではなく、クマの個体数とエサの量のバランスが重要でそのバランスをとることを重視した計画内容とするべきではないか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	P4 2 (6) 計画の目的	目的は1つの章として独立させるべき。	①	ご意見をふまえ、計画の目的として項目を追加します。
17	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	人とクマとの棲み分けを図っても、人身被害ゼロの目標は無理がある。	④	本計画では、人身被害ゼロを目指してクマの被害防止対策に取り組むこととしています。
18	P4 4 (2) 施策の主な取組	農作物への防護柵、間伐や刈り払いなどは個人や組合等と具体的な取り決めを行わないと実効性がないのではないか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
19	P4 4 (2) 施策の主な取組	針広混交林への誘導は非常に重要。 ただし、クマにとって快適な環境を作ると、さらにクマの個体数を増やす結果にもつながる。クマにとって快適な環境を作りつつも、他の対策もしっかりと実施していくことは重要。	②	本計画では、奥山において、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境を創出するとともに、里地里山の管理にもあわせて取り組むこととしています。
20	P6 5 (1) ゾーニング管理	放置果樹の問題に関しては、空き家問題とあわせて解決させていくべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
21	P6 5 (1) ゾーニング管理	生息・保護ゾーンでは、自然保護（針葉樹だけの不自然な状況を徐々にくす、ソーラー発電を含む森林伐採の制限）も必要ではないか。	②	生息・保護ゾーンでは、針葉樹から針広混交林への誘導など、適切な森林整備を推進することとしています。
22	P11 6 (1) 普及啓発・人材育成	クマの生息域で、食べたものをそのまま捨てる人がいる。人間がクマに襲われやすくなつていくので生ごみの不法投棄の防止の啓発も必要。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
23	P7 5 (2) 個体群管理	人の生活域にきたクマに対しては、駆除するのではなく、クマに対して人間の怖さを分かれてから山に返せば、人間には近づかなくなってくるはず。 また、緩衝ゾーンでは、駆除よりも恐怖心を植え付けて山に返すことを優先させた方がよいのではないか。	④	本計画では、人身被害ゼロに向けて、クマによる被害を防止するため、人の生活圏へ侵入した個体は問題個体とみなし、捕獲し駆除します。さらに、緩衝ゾーンでは、人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、緩衝帯の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組み、爆竹や花火弾、猟犬などによる追い払いを実施します。
24	その他	意見記入用紙について、いつまでもdoc形式を使うべきでない。docx形式に移行すべき。	⑤	いただいた意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。
25	P4 4 (2) 施策の主な取組	飢えを凌ぐために人里に降りてきてしまうクマの対策として、人里から離れた一定区域にどんぐりや柿の木などクマの食料になる物を沢山植え、何かが不作になっても何かは食べられる物が実る場所を作ってはどうか。	②	本計画では、人の生活圏への出没抑制を図るために、針葉樹林から針広混交林への誘導など、クマが人里に出没しにくい環境の創出に取り組むこととしています。
26	P4 3 三重県ツキノワグマ保護管理計画の目標	今回のクマ管理計画は一旦実施を見合わせ、もっと調査や議論を深め、適切な運用を検討することを強く求める。	④	近年の出没件数の増加、目撃地域の拡大および推定個体数の増加などの複数の実状の変化をふまえ、クマによる被害を防止することを目的に本計画を策定します。
27	P4 4 (1) 施策の基本的な考え方	人里に出没する個体、増えすぎた個体については速やかに駆除を含む対応をお願いしたい。	②	本計画では、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなど、人身被害の発生するおそれがある場合は問題個体として捕獲し、原則駆除します。
28	P4 4 (1) 施策の基本的な考え方	家・学校・公園のどこも山に隣接しており、子供を守り切れないと感じる。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
29	P4 4 (2) 施策の主な取組	高齢化により、実がなっていても収穫できず放置されている例もあると思う。 所有者で対応できない場合は、行政で対処してもらえるのか。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	P6 5 (1) ゾーニング管理	地域がどのゾーニング区分になるのか、示してほしい。	④	本計画において、ゾーニングは各ゾーンに関する概念とイメージの共通認識を図ることを目的に設定しており、具体的な地域を示すことは想定していません。
31	P7 5 (2) 個体群管理	「問題個体は駆除する」、「個体数を存続可能な水準まで減らす」という方針をお願いしたい。	②	本計画では、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体は、捕獲し駆除します。 また、紀伊半島地域個体群を存続可能な個体数水準に管理していくため年間捕獲数の上限目安を設定しています。ただし、人身被害を防止するために必要と認められる場合、上限目安を越えて捕獲を実施することができるものとしています。
32	P11 6 (2) 捕獲者の育成	三重県の大口径ライフル及びスラッグ銃の練習環境がなく練習のため県外に行かなければならない。 また、スラッグ銃の練習ができるよう県営ライフル射撃場を整備してほしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
33	その他	管理計画案の公開方法や締切設定に不備があり、県はコピー可能な形式で周知を徹底し、締切延長や閲覧制限の回避など適切な対応を取るべき	⑤	いただいた意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。

番号	最終案での該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
34	P4 3 三重県ツキノワグマ管理計画の目標	生息数の絶対数が少ない紀伊山地で単なる増加推論を根拠に保護から駆除へ方針転換するのは乱暴で妥当性を欠く。このため、クマ捕獲目的にて捕獲した個体への被害予察に基づく殺処分への政策変更に反対します。錯誤捕獲された個体についても従前同様に基本は放獣との指針を保持すべきである。	④	個体数推定の結果だけでなく、目撃数の増加や目撃地域の拡大、人身被害や養蜂箱への被害が発生し始めたことなどの実状をふまえて、本計画は「人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止すること」を目的として策定しています。そのため、無闇に殺処分するのではなく、人身被害や人につきまとう、人の生活圏に侵入するなどの問題行動を起こした個体を捕獲し駆除することとしています。また、錯誤捕獲された個体については原則放獣することとしています。
35	P4 4 (2) 施策の主な取組	緊急銃獣は警察主導で限定的に行うべきである。	④	緊急銃獣は法律に基づいて、市町長の判断により実施できるとされています。
36	P4 4 (2) 施策の主な取組	柿の実はもぎ取るだけでなく、その後の干し柿干しなど屋外にさらすことへの自粛用意が必要である。獵犬ではなくベアドッグや花火・爆竹を用いた追い払いを行うべきである。県がクマ避け機器を積極的に試行するのも一つの手である。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
37	P6 5 (1) ゾーニング管理	県として3つのゾーンを示したマップの作成・配布予定はあるか。	④	本計画において、ゾーニングは各ゾーンに関する概念とイメージの共通認識を図ることを目的に設定しており、具体的な地域を示すことは想定していません。
38	P7 5 (2) 個体群管理	紀伊半島地域個体群については、本計画に基づいて管理することは妥当と思うが、県北中部については紀伊半島地域個体群とひとくくりにして本計画の捕獲数を適用するのはおかしい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	P7 5 (2) 個体群管理	錯誤捕獲の危険性だけでなく、くくりわなにかかった獲物がクマを誘引する恐れがあるため、生息・保護ゾーンでのくくりわなを禁止してほしい。	④	くくりわなでイノシシやシカなどの狩猟鳥獣を捕獲することは、法で禁止されていないため、農林業被害の防止のためにも、くくりわなを規制することはできません。錯誤捕獲の防止に向けて、普及啓発に努めます。
40	P6 5 (1) ゾーニング管理	石川県の事例を参考に森林環境税が森林整備に使われるよう、他県と協力いただきたい。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	P10 5 (3) モニタリング等調査	モニタリング手法について、カメラトラップやヘアトラップによる手法はクマの餌付けによる市街地への誘引を招き、研究者の誘引行為もクマの出没の一因となっている。モニタリング調査を行うならば糞からの痕跡調査を行うべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	P6 5 (1) ゾーニング管理	米ぬかなどを使用したシカ及びイノシシ用のわなは、より生息ゾーンに近い所に設置することを明記すべきだと思う。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	P4 4 (2) 施策の主な取組	森に食べ物がなければどんなに駆除しても里に出てくるのしかないのだから、針広混交林よりももっと大規模な広葉樹の植林をすべき。	③	いただいた意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。